

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 常総市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
11,698	2,092	622	14,412

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	21,547	20,845	702	636	10	24,701	基金から10百万円繰入
市営自動車学校事業特別会計	145	145	0	0	20	0	基金から20百万円繰入
一般会計等	21,692	20,990	702	636		24,701	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	7,459	7,208	251	251	420	0	0	
老人保健事業特別会計	5,363	5,300	63	63	456	0	0	
介護保険事業特別会計	3,057	3,007	50	50	479	0	0	
介護サービス事業特別会計	1	1	0	0	0	0	0	
公共下水道事業特別会計	1,420	1,396	24	19	373	7,530	6,137	
大生郷特定公共下水道事業特別会計	336	326	10	4	0	139	0	
農業集落排水事業特別会計	283	278	5	5	199	2,440	2,076	
水道事業会計	1,375	1,453	△79	861	76	7,570	341	法適用
公営企業会計等 計				1,253		17,679	8,554	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
茨城県市町村総合事務組合 (一般会計)	30,889	30,868	21	21	1,898	0	0	
茨城県市町村総合事務組合 (県民交通災害共済事業)	343	339	4	4	12	0	0	
茨城県後期高齢者 医療広域連合	1,331	1,282	49	49	0	0	0	
茨城県租税債権管理機構	579	317	262	262	0	0	0	
常総地方広域市町村圏 事務組	5,966	5,427	539	539	0	1,636	409	
常総衛生組合	662	631	31	31	0	1,154	425	
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (一般会計)	4,339	4,198	141	141	0	585	45	
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (利根老人ホーム事業)	214	192	22	22	0	585	46	
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (広域運動公園建設事業特別会計)	478	415	63	63	0	0	0	
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (特殊湛水防除事業)	5	5	0	0	0	0	0	
下妻地方広域事務組合 (一般会計)	57	53	4	4	0	0	0	
下妻地方広域事務組合 (フィットネスパーク・きぬ)	600	578	22	22	0	2,259	563	
下妻地方広域事務組合 (城山公園)	226	209	17	17	0	0	0	
下妻地方広域事務組合 (クリーンポート・きぬ)	1,618	1,548	70	70	0	2,214	566	
下妻地方広域事務組合 (ヘキサホール・きぬ)	135	119	16	16	0	228	58	
下妻地方広域事務組合 (クリーンパーク・きぬ)	495	461	34	34	0	1,408	360	
下妻地方広域事務組合 (公共用地先行取得事業)	121	121	0	0	0	174	43	
常総・下妻学校給食組合	333	324	9	9	0	158	115	
一部事務組合等 計				1,304		10,401	2,630	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
水海道あすなろの里	0	3	3	0	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			3	0	0	-	0	0	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,653	
減債基金		622	
その他充当可能基金		1,457	
充当可能基金計		3,732	

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.63	4.41	0.78	△ 12.82	△ 20.00	公共下水道事業特別会計		16.6	
連結実質赤字比率		13.10		△ 17.82	△ 40.00	大生郷特定公共下水道事業特別会計		5.4	
実質公債費比率	14.7	13.1	△ 1.6	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計		6.0	
将来負担比率		133.7		350.0		水道事業会計		65.4	
財政力指数	0.80	0.83	0.03						
経常収支比率	93.9	92.8	△ 1.1						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

用語解説

1 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものです。

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

2 標準税収入額等

地方税及び地方譲与税等の収入見込額を理論的に算出した数値です。

3 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するために、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債です。

4 形式収支

歳入と歳出の差引額です。ただし公共下水道事業、大生郷特定公共下水道事業、農業集落排水事業については、繰越金を加算してあります。

5 実質収支

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。

6 実質赤字比率

地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。単年度において収支が均衡することが一般的であり大原則ですが、赤字を翌年度に繰越し、解消できない場合さらに翌年度に繰越され、累積することも考えられるため、これらを含めた実質赤字額を標準財政規模と比較することで、赤字の深刻度を把握するものです。当市は、黒字のため正数で表示しています。

7 連結実質赤字比率

一般会計だけでなく、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。すべての会計を合算することにより、地方公共団体全体として見た資金不足の深刻度を把握するものです。

8 実質公債費比率

実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す指標で、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度經常的に収入される財源のうち、公債費や上下水道への公債費に対する繰出金、ごみ処理などを行う広域組合への公債費に対する負担金など、公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度

の平均値を使用します。この数値が18%以上の団体は、地方債の発行に際し県の許可が必要となります。県内44市町村の平均は13.6%です。常総市は13.1%で、平均より若干低めの値となっています。

9 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものです。この指標は、一般会計等が負担する地方債などの債務だけでなく、第三セクターや近隣市町村との組合により整備したゴミ処理施設などの負債も含め、決算年度末での将来負担の程度を把握するものです。この比率が高い場合は、一般財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、今後、実質公債比率等が増大するなど、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。県内44市町村の平均は112.5%ですので、常総市の133.7%は、やや高めとなっています。

10 財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3ヶ年平均値をいいます。財政力指数が高いほど自主財源(市自ら調達できる財源)の割合が高く、財政力が強いことになります。この値が1を超えると、普通交付税の交付を受けません。

11 経常収支比率

財政の弾力性を見るための指標です。用途を制限されない経常的な収入(市税、普通交付税等の毎年収入される性質の収入。)に対する経常的な支出(人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの。)の割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。常総市は92.8%で、平成18年度に比べ若干改善されていますが、依然として財政状態が硬直化していると言えます。

12 早期健全化基準

市町村の財政規模に応じて算定される基準で、実質赤字比率が11.25%から15%、連結実質赤字比率が16.25%から20%、実質公債費比率が25%、将来負担比率が350%とされています。地方公共団体は、いずれかの指標が早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政悪化の要因の分析を踏まえ、基準未滿とすることを目標とする「財政健全化計画」を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣や県知事に報告しなければなりません。

13 財政再生基準

市町村の財政規模に応じて算定される基準で、実質赤字比率が20%、連結実質赤字比率が40%、実質公債費比率が35%とされています。地方公共団体はこれらいずれかの指標が財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、必要最小限の期間内に実質赤字の解消等を目標とする「財政再生計画」を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告しなければなりません。

14 資金不足比率

水道事業や下水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが、「資金不足比率」です。この比率(Δマイナス)が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業としての経営に問題があることとなります。常総市の公営企業は、資金不足がないため「プラス」表示となっています。

参考:平成20年3月「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」財団法人 自治総合センター